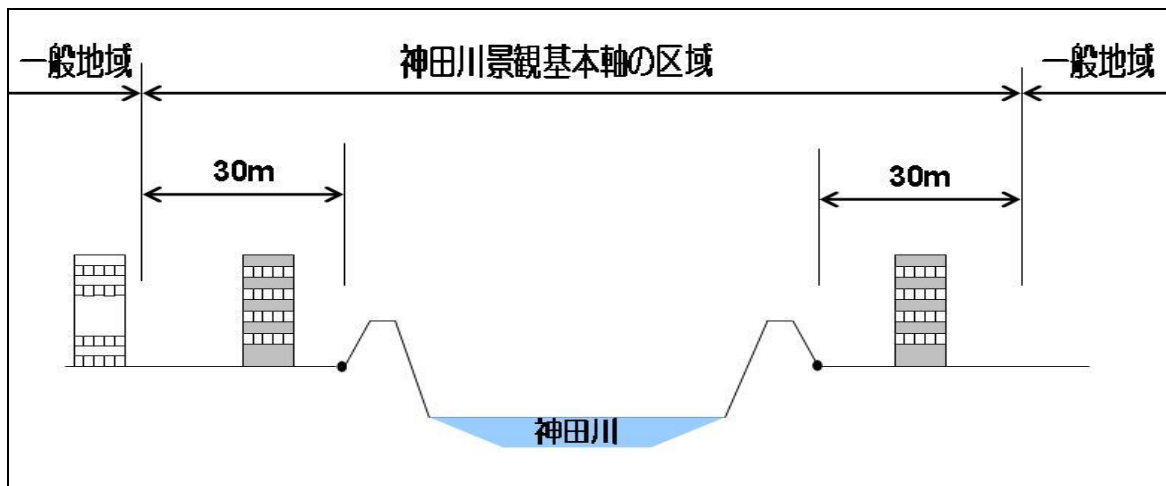


(3) 神田川景観基本軸

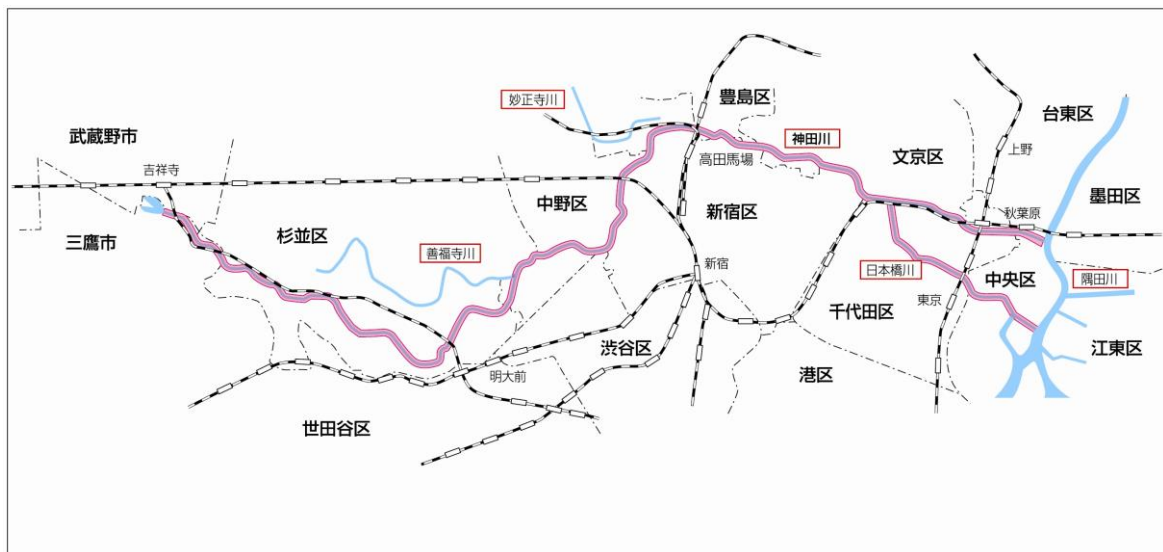
① 基本軸区域（対象範囲）

神田川景観基本軸の区域は、神田川の区域及び神田川の両側からそれぞれ30mの陸上の区域を合わせた部分及び日本橋川とする。

図表 2-9 神田川景観基本軸と一般地域の関係



図表 2-10 神田川景観基本軸の位置



※ 本図は、おおむねの区域を示したものである。

② 景観特性

- 井の頭池から方南橋、新橋から滝沢橋、高戸橋から江戸川橋などにおいて、河川管理用通路等を利用した遊歩道が整備されている。
- 神田川の下流には、聖橋や万世橋などの歴史的・文化的に価値の高い橋りょうが数多く存在する。
- 神田川の中流には、江戸川公園や神田上水公園など、川沿いに多くの緑地や桜並木が続いており、花見の名所としても知られている。
- 神田川は都心の市街地を流れており、密集した住宅地では、護岸から川岸の建築物までの空間が狭い。
- 神田川の下流の柳橋周辺では、川沿いに船宿や屋形船が存在し、下町を代表する景観を見ることができる。
- 神田川下流部や日本橋川では、大手町や秋葉原など、日本を代表するビジネスセンターや電気街が形成され、多くの若者などによるにぎわいを見せている。
- 日本橋川では、江戸城の石積み護岸が残っており、江戸の名残を見ることができる。
- 日本橋川や、飯田橋から関口にかけての神田川では、高速道路が頭上を走り閉塞感を与えている。



聖橋（千代田区～文京区）



豊島区高田周辺

③ 景観形成の目標

神田川は、東京の中心部を流れており、戦後の都市化の影響を強く受けた河川である。その一方で、現在でも江戸情緒漂う歴史的な街並みや昭和初期に造られた特徴ある橋りょう、更には豊かな文化が数多く残っている。こうした景観資源を生かしながら、環境改善の取組や修景整備と連携し、東京の象徴にふさわしい河川景観の形成を図っていく。

また、緑豊かな河川周辺の景観を回復させ、隅田川景観基本軸や玉川上水景観基本軸を結ぶ都心部の骨格的な水と緑のネットワークの形成を図る。

④ 景観形成の方針（景観法第8条第3項）

1) 水と緑の一体感が連続して感じられる河川景観の形成

神田川の景観形成は、水と緑の一体的な景観を作り出すことが重要である。川沿いや河川内での緑化を積極的に推進し、護岸や堤防の硬い表情を和らげ、河川景観に潤いと景観の連続性を作り出していく。

また、川の流れに表情を加えることは、河川景観に変化と彩りを加え、魅力的な空間を作る効果がある。河床に水生植物を植えて、生物が住みやすくなるよう工夫をしたり、水の流れに表情の変化を加えたりすることにより、水と緑が一体感を持った景観を形成するよう努める。

2) 緑豊かな川沿いの歩行者空間の創出

神田川沿いの歩行者空間は、神田川を眺望することのできる場所であり、川の趣きを感じることもできる親水空間でもある。建築物等の配置は、川の景観と一体的に検討し、川沿いの空間を確保することに努める。

また、緑化を促進し、誰もが利用しやすく緑豊かで連続的な歩行者空間を創出するよう努める。

3) 歴史的・文化的景観資源を生かした景観の形成

神田上水の歴史を残す「神田上水取水口跡」や「御茶の水」などの碑、聖橋や柳橋などの特徴がある橋りょう、日本橋川に残る石積み、古木やケヤキの並木など、数多くの歴史的資源を活用した景観形成を図る。

4) 神田川と川沿いの地域が調和した街並み景観の形成

神田川は、古くから人々の生活の中心にあり、その生活と密接に関係してきた。

また、川幅が狭いことから、川沿いの街並みの一軒一軒のたたずまいが川の景観と一体となって眺望される。そのため、周辺に新たに建てる建築物等はその顔を川側に向け、配置や外壁材を神田川と違和感のないものとするなど、神田川と周辺地域が一体となるような街並み景観を形成していく。

⑤ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
 (景観法第8条第2項第2号)

神田川景観基本軸内で次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、景観法及び東京都景観条例に基づき、知事に対して届出(国の機関又は地方公共団体が行う行為については通知)を行うものとする。

届出対象行為の種類、規模及び景観形成基準は次に示すとおりとする。

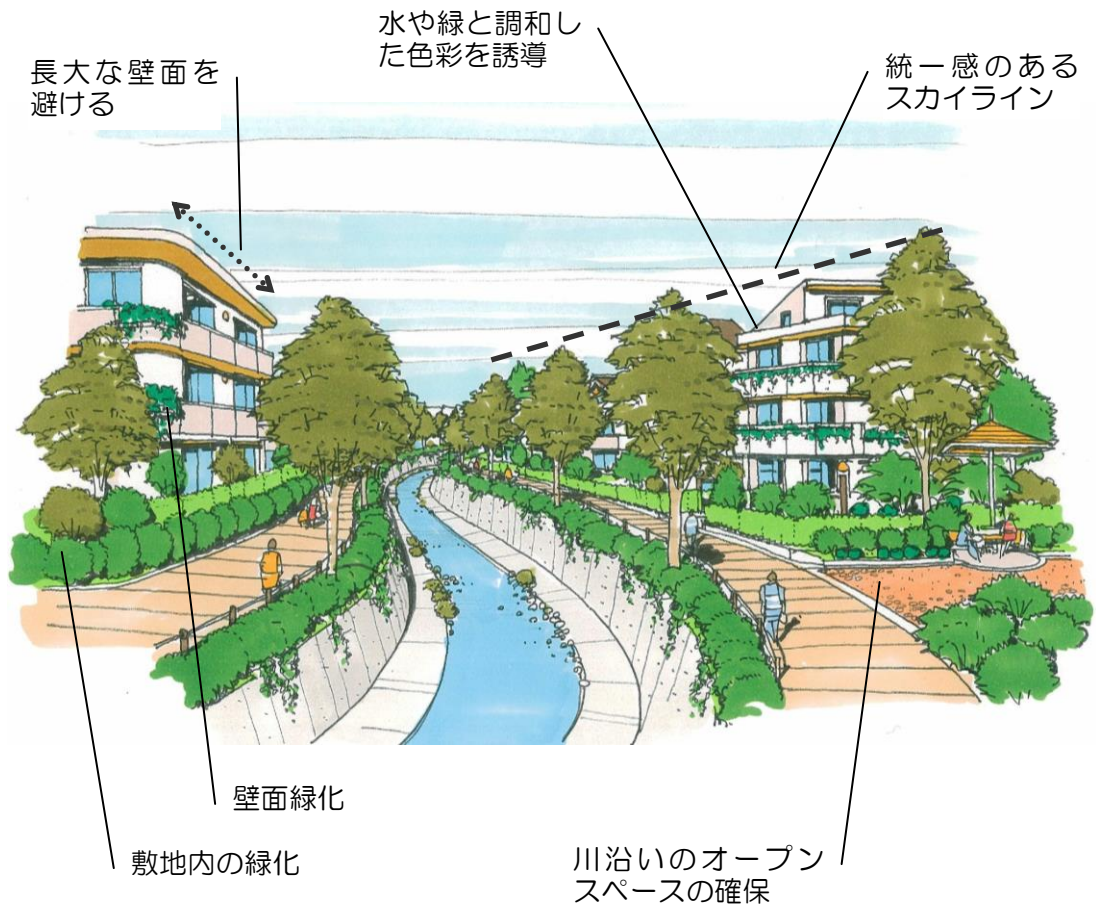
1) 建築物の建築等

- 届 出 行 為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 届 出 規 模：建築物の高さ $\geq 15\text{m}$ 又は延べ面積 $\geq 1,000\text{ m}^2$
- 景観形成基準(景観法第8条第4項第2号)：次表のとおり

景観形成基準	
配置	<ul style="list-style-type: none"> □ 敷地が水域に接する場合は、水域側にオープンスペースを設け、圧迫感を軽減するような配置とする。 □ 壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮した配置とする。 □ 神田川にも建築物の顔を向けた配置とする。 □ 敷地内や周辺に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらを生かした配置とする。
高さ ・ 規模	<ul style="list-style-type: none"> □ 高さは、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 □ 神田川沿いの散策路や橋梁などの周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮する。
形態 ・ 意匠 ・ 色彩	<ul style="list-style-type: none"> □ 形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、水辺の自然環境や周辺建築物と調和を図る。 □ 外壁は、神田川に面して長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 □ 色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る。 □ 屋根・屋上に設備等がある場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。 □ 建築物に附帯する構造物や設備等は、建築物本体との調和を図る。
公開 空地 ・ 外構 ・ 緑化	<ul style="list-style-type: none"> □ 神田川沿いにオープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。 □ 敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の緑と連続させる。 また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。 □ 緑化に当たっては、川辺の環境に適した樹種を選定し、周辺の景観との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫

等	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 塀や柵は、できる限り生け垣とする。 □ 夜間の景観を落ち着きあるものにするため、過度な照明を神田川に向けないようにする。 □ 外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。
---	--

図表 2-11 景観形成基準のイメージ



2) 工作物の建設等

■届 出 行 為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

■工作物の種類と届出規模：次表のとおり

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※ ¹	高さ \geq 15m
昇降機、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む。）	高さ \geq 15m又は築造面積 \geq 1,000 m ²
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物であるものを除く。）その他これらに類するもの	高さ \geq 15m又は築造面積 \geq 1,000 m ²
橋りょうその他これに類する工作物で河川を横断するもの	全て

■景観形成基準：次表のとおり

	景観形成基準
規模	<input type="checkbox"/> 神田川の水上や遊歩道から見たときに、圧迫感を感じさせないように、長大な壁面の工作物は避ける。
色彩・形態・意匠	<input type="checkbox"/> 色彩は、別表2の色彩基準に適合するとともに、周辺景観との調和を図る（ただし、コースターなどの遊戯施設で、壁面と認識できる部分を持たない工作物を除く。）。 <input type="checkbox"/> 神田川の水上、対岸、橋りょうなどの主要な眺望点から見たときに、水辺の自然環境や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。

3) 開発行為

■届 出 行 為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

■届 出 規 模：開発区域の面積 \geq 3,000 m²

■景観形成基準：次表のとおり

	景観形成基準
土地利用	<input type="checkbox"/> 区画は、オープンスペースや緑地が神田川沿いのオープンスペースと連続的なものとなるようにする。 <input type="checkbox"/> 神田川への歩行者の動線を確保する。 <input type="checkbox"/> 区画は、建築物等の配置が神田川へ顔を向けやすいものとする。

※¹ 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む。）並びに電気通信事業法第2条第1項第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。